

令和8年度版

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度のご案内

～ 働きながら介護福祉士をめざすあなた!! ～

介護福祉士実務者研修施設に在学し、実務者研修修了後、介護福祉士の資格を取得し、千葉県内において介護等の業務に従事しようとする方に、無利子で貸付けを行う制度です。



▶▶ 対象者 以下の全てを満たす方

- 1 千葉県内に住民登録をしている方
- 2 千葉県内の実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- 3 国家試験合格後、1年以内に介護福祉士として登録し、継続して2年以上千葉県内で介護等の業務に従事する意思を有する方

▶▶ 貸付金額

上限額
20万円

貸付対象経費

受講料、教材費、参考図書、学用品、
交通費（公共交通機関対象）、国家試験受験対策講座の受講料、
国家試験の手数料等の必要経費にご利用いただけます。

返還免除

以下の条件を全て満たした場合、貸付金の返還が全額免除となります。退学や転職等により条件を満たせない場合は、全額返還となります。

- 1 国家試験合格後1年以内に
- 2 介護福祉士の登録を行い
- 3 千葉県内で継続して2年間介護等の業務に従事した場合

※実務者経験年数を満たしていない方は、介護福祉士の受験資格を得てからになります。

※2年間従事の方（パート・アルバイト等）在籍期間が通算730日以上であり、かつ業務従事日数が360日以上とします。

申込方法

- 1 在学する実務者研修施設へ所定の申請書類を提出
- 2 在学する実務者研修施設が申請書と推薦状等を取りまとめて千葉県社会福祉協議会へ提出

(※)必要書類は「貸付制度の手引き」(下記ホームページに掲載)に記載しています。貸付申請時から返還免除(または返還完了)になるまで、「貸付制度の手引き」を必ずお手元に保管してください。

申請期限 実務者研修施設から県社協への書類提出期限は、次のとおりです。

- ・第1回：令和8年6月26日(金) 令和7年12月から令和8年6月までの間に実務者研修施設に在学する方
 - ・第2回：令和8年10月30日(金) 令和8年7月から令和8年11月までの間に実務者研修施設に在学する方
- ※申請者から県社協へ直接提出することはできませんので、実務者研修施設への提出期限は各実務者研修施設にご確認ください。

詳しくは、「介護福祉士実務者研修受講資金の手引き」(令和8年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyo.net/loan/trainingfund/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(介護担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

電話 043-306-7571(受付時間：月～金 祝日除く 10:00～18:00 12:00～13:00除く)



申請から免除までの流れ

申請内容を審査した結果、貸付不承認(または減額貸付)となる場合がありますのでご了承ください。

- ① 申請(申請書類一式を実務者研修施設へ提出)
- ↓
- ② 契約(貸付審査・決定^(※1)、借用証書の提出)
- ↓
- ③ 貸付金交付(第1回は9月、第2回は1月に交付予定)
- ↓
- ④ 実務者研修修了・国家試験受験・資格登録
- ↓
- ⑤ 介護等の業務に従事
- ↓
- ⑥ 返還猶予申請
- ↓
- ⑦ 業務従事届を毎年4月末までに提出^(※2)
- ↓
- ⑧ 返還免除申請^(※3)



(※1) 貸付が決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を在学する実務者研修施設へ送付します。

(※2) 返還免除要件を満たすまで、必ず毎年提出してください。

(※3) 2年間勤務して返還免除要件に到達しても、申請をしなければ返還免除になりません。

●住所・勤務先等の変更、退職、不合格で翌年再受験などの場合も、その都度書面による手続きが必要です。

【参考】介護福祉士実務者養成施設

※千葉県庁のホームページ(介護福祉士実務者養成施設の指定について)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/kensyuu/jitumusya.html>



よくある質問

●貸付申請について

Q1 介護福祉士実務者研修受講資金はどのように申込みますか。
また、実務者研修施設はどのように探しますか

A1 お申込みの場合は、実務者研修施設を通じて県社協へ申請していただきます。また、実務者研修施設は、千葉県及び県社協ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

●貸付額について

Q2 実務者研修の貸付金は20万円が上限ですが、必ず限度額で申し込むということですか。

A2 貸付額は20万円上限ですが、本資金は給付ではなく貸付であることを踏まえて、必要額をお申込みください。なお、必要経費と認めない場合は、貸付金の一部が減額となる場合があります。

●他の奨学金等との併用について

Q3 市町村が交付する実務者研修受講資金補助を受けています。研修費が足りないのに、実務者研修受講資金を借りられますか。

A3 本貸付と同様の目的を持つ他制度(生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、その他国庫補助事業等を活用制度等)との併用はできません。そのため、市町村が交付する実務者研修受講料補助を受けている方は、実務者研修受講資金の貸付を受けることはできません。教育訓練給付制度については併用可能です。職業訓練の介護福祉コース受講料は、本資金との併用はできません。

●貸付金の送金について

Q4 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか。

A4 貸付決定後に借用証書により契約を交わした際に指定された金融機関口座へ一括して送金します。

●養成施設卒業後の手続きについて

Q5 介護福祉士の試験に合格しましたが、資格の登録をしなかった場合はどうなりますか。

A5 資格の手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に算入できません。また、1年以上登録が無い場合は返還対象となります。

Q6 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか。

A6 業務従事届は就職した際と毎年4月に提出してください。提出が無い場合は、返還対象となる場合があります。

●国家試験について

Q7 国家試験に不合格だった場合はどうなりますか。

A7 国家試験に不合格であって、次年度の国家試験を受験して合格する意思がある場合、申請により翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。

●返還について

Q8 実務者研修受講資金は、実務者研修施設修了後に介護福祉士国家試験を取得し、2年間介護等の業務に従事すれば、返還しなくてもよい制度ですが、どのような場合に返還になるのですか。

A8 返還は実務者研修施設を退学した場合の他、介護等の業務に従事しなかった場合、国家試験の受験申込をしなかった場合、介護福祉士の資格が取得できなかった場合等に返還となります。

Q9 返還となった後に計画どおりに返還しなかった場合、どうになりますか。

A9 返還期限を過ぎると、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。